

子ども・子育てに関する提言

子ども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. こども家庭庁について

(1) こども家庭庁において、子ども関連施策を一体的に推進するとともに関係省庁との連携強化を図ること。

また、子ども・子育て施策に係る一層の質の確保と向上がもたらされるよう、十分な財源の確保を含めた必要な措置を講じること。

なお、都市自治体は、子ども・子育て施策の実施主体であることから、子ども・子育て関連施策の見直しや拡充に当たっては、都市自治体とも十分に連携を図るとともに、各種制度の簡素化等を講じること。

(2) 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、継続的な財政支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減等、国自らが長期を展望した少子化対策を強力に推進すること。

また、成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障するため、制度の狭間を作らない広範囲な財政措置を含む必要な措置を講じること。

(3) 子育て支援に関する補助制度の創設及び実施に当たっては、都市自治体の実情や意見を十分に踏まえたうえで、早期の情報提供と準備期間の確保に配慮すること。

2. 安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができる社会の構築について

(1) 妊産婦の経済的負担を軽減するため、妊産婦医療に関する必要な支援等を講じること。

(2) 若年妊産婦が社会的自立を果たすため、必要な支援策を講じること。

(3) 母子保健事業について、十分な財源を確保し、補助拡充等の措置を講じるなど、制度運用に必要な支援を行うこと。

(4) 妊婦健康診査について、未受診者の解消及び産後の健康管理等を含めた検査内容の充実を図るとともに、十分な財政措置等を講じること。

3. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づく総合的な子育て支援施策を講じるため、各種支援の「量的拡充」と「質の向上」の実現に必要な財源を確実に確保すること。

また、引き続き都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(2) 子ども・子育て支援新制度に係る国の財政負担の拡充を図るとともに、制度の簡素化を図り、都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

(3) 公定価格について

1) すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定し、早期に提示すること。

2) 地域区分及び利用定員区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。

3) 賃借料加算について、地域の実態に即した区分を設けるとともに、対象を拡充すること。

(4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、適用範囲の拡大等の一層の支援措置を講じること。

(5) 多様な保育サービスの提供や保育所等の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について、地域の実情に即した十分な財政措置を講じること。

また、教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分を撤廃すること。

(6) 障害児の受入れや適切な支援に必要な保育士や看護師等の人材確保について、十分な財政措置を講じること。

また、保育形態ごとに異なる補助事業を一本化すること。

(7) 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、安定的な看護師の確保や補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。

また、特別な配慮を要する子どもの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、十分な財政措置や補助制度の拡充を図ること。

(8) 子ども・子育て支援交付金について、都市自治体が地域の実情に即した

- 支援施策を実施できるよう、補助対象や補助基準額の拡充を図ること。
- (9) 新制度において保育の必要性の認定事由とされた「求職活動」について、公的に証明する仕組みの構築を図ること。
 - (10) 保育給付に係る「支給認定証」の記載事項を精査し、見直しを図ること。
 - (11) 保育標準時間と保育短時間の区分について、一元化を含む制度の見直しを図ること。
 - (12) 幼稚園における預かり保育の提供体制の確保及び利用者負担の軽減のため、財政措置を含めた必要な措置を講じること。
 - (13) 公私連携幼保連携型認定こども園、公私連携保育所型認定こども園及び公私連携型保育所について、認可施設と同等に法令に位置付けるとともに、社会福祉施設職員等退職手当共済法上の対象施設として追加すること。
 - (14) 児童手当について

国が事務費・人件費等を含めた全額を負担し、事務手続きを簡素化するなど、市町村の事務負担を極力軽減すること。

また、保育料や給食費等を手当から徴収する制度を継続するとともに、自治体の裁量で申出がなくても徴収できる制度を構築すること。

さらに、資格認定については、支給要件に該当した日の翌月から認定すること。

また、不公平感が生じることないよう所得制限を見直すこと。

4. 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 幼児教育・保育の無償化の実施については、認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題に対し、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」において、引き続き十分な協議を行い、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・改善及び対象範囲の拡大を図ること。

また、都市自治体に新たな負担が生じないよう、事務費等に対する十分な財政措置を講じるとともに、事務負担の軽減を図ること。

- (2) 幼児教育・保育の無償化の財源について、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。
- (3) 認可外保育施設等の質の確保・向上を図るため、国の責任において、財政支援を含めた必要な措置を講じること。

また、児童福祉法第59条に基づく施設への立入調査等の実施に当たり、

正当な理由なく施設への立入調査等を拒否した場合には保育料無償化対象施設からの除外規定の追加など、法制度の見直しを行うこと。

- (4) 在宅で育児を行う世帯等、多様な保育形態の公平性に配慮し、必要な財政措置を講じること。
- (5) 食材料費について、都市自治体や保護者等の負担軽減を図るため、必要な財政措置を講じること。
- (6) 無償化を契機に、家庭における養育が安易に放棄されることがないように、家庭での養育の重要性とともに適切な保育サービス利用に向けた啓発を行うこと。

5. 保育対策について

- (1) 「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

また、待機児童の解消や耐震化をはじめとする保育所等の施設整備のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図る等、必要な措置を講じること。

- (2) 保育人材の育成・確保について

- 1) 保育士の確保及び更なる処遇改善を図るため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

特に、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業について、対象の拡充を図るとともに、令和4年10月以降も必要な財政措置を講じること。

- 2) 保育所等における働き方改革を推進し、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、保育士配置基準を適切に見直すとともに、事務職員の配置等、労働環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。
- 3) 新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を促進するため、研修体制の充実や幼保資格の一本化、資格更新制度の見直し、保育士修学金貸付制度の拡充等、必要な措置を講じること。

また、保育士の定着化と地域格差の解消を図るため、保育士宿舍借上げ支援事業の対象拡充等、必要な措置を講じること。

- (3) 保育所等の適正な運営を確保し、保育の質の向上を図るため、児童福祉

施設の設備及び運営に関する基準を適切に見直すとともに、必要な財政措置を講じること。

- (4) 保育所等整備交付金等について、必要な財源を確保したうえで、十分な財政措置を講じるとともに、対象事業の拡充を図ること。
- (5) 認定こども園の施設整備に係る補助制度について、国の所管を一本化するとともに、財政措置を拡充すること。
- (6) 保育所等における食物アレルギーや感染症への対応を強化するため、調理員の配置基準の見直しや看護師の配置促進等、必要な措置を講じること。
- (7) 安心して子育てできる環境を確保するため、年度途中の入所予約に対応する保育士の雇用に要する費用について、財政措置を講じること。
- (8) 保育所等の分園、企業主導型保育施設の設置及び既存施設の利用定員減少の手続きについては、地域の実情に応じた制度とすること。

6. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進について

- (1) 都市自治体が「新・放課後子ども総合プラン」に基づく質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置の拡充や制度の簡素化等必要な措置を講じること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。

- (2) 地域の実態に対応して放課後児童支援員を確保するため、処遇改善に係る財政支援の拡充を図ること。

特に、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業について、令和4年10月以降も必要な財政措置を講じること。

- (3) 学校施設を活用した放課後児童クラブの設置を促進し、地域の実態を踏まえた柔軟かつ弾力的な運営が可能となるよう、建築基準法等の規制を緩和するとともに、施設整備等に係る補助対象を拡充すること。
- (4) ひとり親や多子世帯、低所得世帯等に対する利用料の補助制度を設けるとともに、財政措置を講じること。
- (5) 医療的ケア等の必要なこどもの支援体制の整備について、補助要件の見直し等必要な措置を講じること。

7. 地域における子育て支援拠点としての機能が十分に発揮できるよう、児童

館の運営及び施設整備について、十分な財政措置を講じること。

8. 児童虐待等防止対策の強化を図るための総合的な支援について

- (1) 児童虐待等防止対策における都市自治体の役割が増大する中、早期発見・早期対応に必要な体制の整備や支援施策の強化のため、子どもに関する情報を一元的に管理できるシステムの導入への働きかけや専門職の配置に係る財政支援、研修機会の拡充、子どもや保護者に対する効果的な在宅支援策の提示、地域ぐるみで取り組む広報啓発活動等、総合的な支援措置の充実を図ること。

また、子ども家庭総合支援拠点等の運営については、地域の実態を踏まえた弾力的な運用を可能とするとともに、補助対象事業の拡充等、十分な財政措置を講じること。

- (2) 児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司をはじめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を含め必要な措置を講じること。

なお、中核市等における児童相談所の設置については、施設整備や人材確保等に対する支援の充実を図ること。

- (3) 児童虐待防止対策として、家庭に対する予防的取組や関係機関等との緊密な連携を図ることができるよう、役割分担の明確化等、必要な措置を講じること。

- (4) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めるため、必要となる職員数を配置できるよう、十分な財政措置を講じるとともに、社会的養護や社会的な支援を必要とする子ども及び家庭に対する必要な措置を講じること。

また、一時保護所の環境改善を推進するため、財政措置の拡充等、必要な措置を講じること。

- (5) 母子生活支援施設について、運営の安定化を図り、母子の自立に向けた適切な支援に支障を来すことがないように、児童入所施設措置費等国庫負担金における暫定定員設定条件の見直しを行うこと。

- (6) 児童養護施設等を退所した児童について、安定した生活が維持できるよう、自立支援に向けた施策の充実を図ること。

また、各施設において実施する退所児童等に対する相談支援等のアフタ

一ケア事業について、財政措置の拡充を図ること。

9. 子どもの貧困対策の推進について

- (1) すべての子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じること。

また、都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、財政措置を含め、必要な措置を講じること。

- (2) 子ども食堂の開設や運営が安定的かつ効率的に行えるよう、財政面も含めた包括的な支援制度を創設すること。

10. ひとり親家庭への支援施策について

- (1) 児童扶養手当について

- 1) 十分な財源を確保し、国庫負担割合を引き上げたうえで、支給額を増額すること。

- 2) 所得制限限度額を緩和するとともに、一部支給停止措置を見直すこと。

- 3) 児童扶養手当と公的年金の併給について、調整手続きの簡素化等を図ること。

- 4) 受給者の申し出による辞退が認められるよう制度を見直すこと。

- (2) ひとり親家庭への支援の充実に向け、教育、生活、就労及び経済的支援等に係る十分な財政措置を講じること。

また、ひとり親への就労支援として、高等職業訓練促進給付金制度の拡充、雇用機会の拡充、雇用形態と賃金水準の改善、就労継続しやすい雇用環境の確保やひとり親の採用目標値の設定等、雇用主の理解と協力を得られる支援策を打ち出すこと。

- (3) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

11. 子育てしやすい社会の実現に日本全体で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

12. 新型コロナウイルス感染症関係について

- (1) 今後、まん延防止等重点措置により保育園等利用者に対して登園の自粛要請等を行った場合、保護者の保育料等の減免によって生じる負担について、必要な財政措置を講じること。
- (2) 保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブに対し、衛生面や感染症予防に関する情報提供及び感染防止対策に必要な財政措置を講じること。
- (3) 今後、医療従事者や介護サービス従事者に対する支援を講じる際は、児童福祉施設、放課後児童クラブ等の職員も対象とすること。
- (4) 子育て世帯の保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、取り残された保育を要する児童等を受け入れるための体制の整備に必要な支援措置を講じること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る子ども・子育て支援交付金の特例措置分については、国の責任において全額措置すること。
- (6) 子育て世帯の経済的負担の軽減のため、財政支援策の更なる充実・拡充等必要な措置を講じるとともに、制度の簡素化を図ること。

13. 物価高騰対策関係について

幼児教育・保育施設等について、施設の整備や安定的な事業運営のため、国による財政措置等の必要な支援を講じること。

また、物価高騰に直面する子育て世帯に対し、継続して支援を行うこと。